

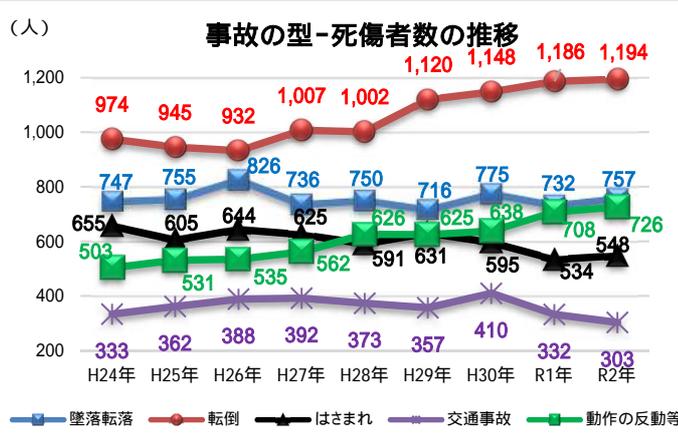
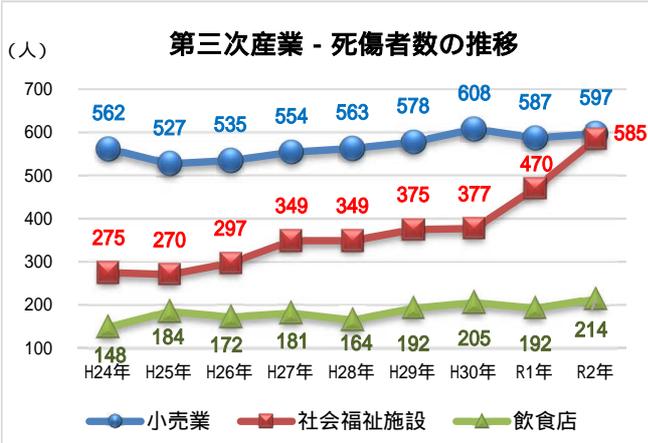
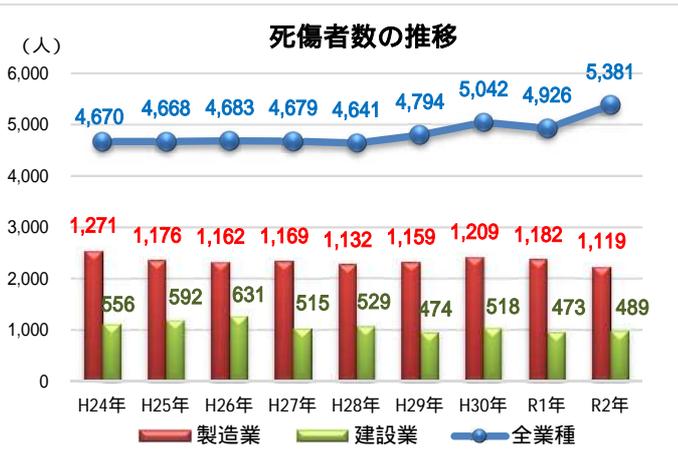
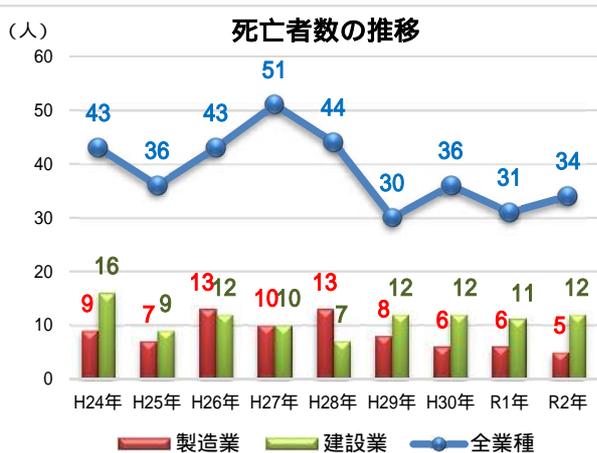
令和3年度は、『兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画』（以下「13次防」といいます。）の4年目にあたり、13次防の災害減少目標（対平成29年比令和4年値：死亡15%以上減少、死傷5%以上減少）達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。特に、安全確保の重要点である「働く人の命を守る」という原点に戻り、労働災害の削減に向け、今年度は『STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン』を展開します。



兵庫リスク低減MS運動に参加しましょう!

スローガン 『残留リスクを見逃さず 達成しよう ゼロ災害』

1 労働災害発生状況



(出典：労働者死傷病報告(様式第23号))

死亡災害

令和2年における全産業の死亡者数は34人で、令和元年(以下「前年」という。)と比較して3人(9.7%)の増加となりました。また、13次防3年目の減少目標であった27人を7人上回る結果となりました。

「業種別」で見ると、製造業は前年より1人減少し、5人となりました。建設業は12人で、前年より1人増加し、4年連続して10人を超える状況です。

製造業の死亡者数5人のうち、「はさまれ・巻き込まれ」は2人、建設業の死亡者数12人のうち、「墜落・転落」は7人で、在来型災害が高止まりの状況です。

その他、陸上貨物運送事業3人(対前年比3人減少)、第三次産業11人(対前年比5人増加)となりました。

「事故の型別」では、「墜落・転落」が12人で最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」と「交通事故」でそれぞれ5人、「飛来・落下」3人、「激突され」2人、それ以外の事故の型において7人でした。

死傷災害

令和2年における全産業の死傷者数は5,381人となり、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)の影響も含め、前年と比較して、455人(9.2%)増加しました。また、13次防の3年目の減少目標(4,651人)を730人上回り、平成29年比12.2%増加となりました。

「業種別」では、製造業は1,119人で、前年比5.3%減少し、2年連続減少しました。建設業は489人で前年比3.4%増加し、高止まりの状況にあります。また、第三次産業の中でも小売業、社会福祉施設、飲食店は、増加傾向に歯止めがかからず、特に社会福祉施設は585人で、コロナの影響があるにしても、前年比115人(24.5%)増加し、建設業の死傷者数を上回る状況となりました。

「事故の型別」では、「転倒災害」が1,194人で最も多く、次いで「墜落・転落災害」757人、「動作の反動・無理な動作」726人、「はさまれ・巻き込まれ災害」548人、「交通事故」303人となっています。

2 目標

令和3年度は、13次防の4年目であり、労働災害の減少目標を達成するため、「労働災害による死亡者数26人以下、休業4日以上の死傷者数4,604人以下」として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。

3 本年度の重点的取組

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進



職場における安全対策

建設業対策

- (1) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」の普及促進を図ります。
- (2) 「はしご・脚立作業の安全対策リーフレット」「屋根上作業標準マニュアル」の周知を図ります。
- (3) フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）に係る「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」の周知を図ります。
- (4) 職長・安全衛生責任者の資質向上のため、再教育の受講を勧奨します。

製造業対策

- (1) 重篤な機械災害となる「はさまれ・巻き込まれ災害」、食品加工用機械による「切れ・こすれ災害」の防止を重点に、労働災害防止対策を指導します。
- (2) クレーン、移動式クレーン作業及び玉掛け作業に係る死亡災害を防止するため、リスクアセスメントの取組、作業計画に基づく作業の徹底、運転合図の徹底、玉掛け作業の安全に係るガイドライン等の指導を行います。
- (3) 職長教育の受講及び職長に対する再教育の受講勧奨を指導します。

林業対策

- (1) チェーンソーによる伐木等作業の特別教育の実施等、改正安衛則の周知を図ります。
- (2) 「チェーンソーによる伐木作業の安全対策」「林業作業現場の緊急連絡体制の整備等」のガイドライン等の周知を図ります。

墜落制止用器具（安全帯）に係る政省令の改正による経過措置期間は、令和4年1月1日に満了します。
令和4年1月2日以降は、旧構造規格の安全帯は使用が出来なくなります！



STOP! 墜落・転落災害
根絶キャンペーン

労働災害の減少がみられない業種等への対応

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

- (1) 13次防の計画期間を通じて「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動（以下「安全推進運動」という。）を展開し、管内の主要な多店舗展開企業等の本社等に対し、安全推進運動の取組を指導します。
- (2) 社会福祉事業の許可権限を有する地方自治体と連携し、労働災害防止を推進します。



安全衛生運動関係

陸上貨物運送事業対策

- (1) 荷主等事業場に対する荷役災害防止対策として、あらゆる機会に荷役作業ガイドライン等の周知を図ります。
- (2) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会等と連携をとり、「荷役災害防止担当者教育研修会」への参加勧奨を行います。



荷役作業安全関係

業種横断的な労働災害防止対策の推進

転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)

- (1) 労働災害防止団体等とも連携し、「今後の転倒災害防止対策の推進について（令和元年6月17日付け基安発0617第1号）」に基づき、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知、指導を行います。
- (2) 高齢労働者、降雪地帯における転倒災害防止用の視聴覚教材の活用を推進します。



転倒災害プロジェクト関係 視聴覚教材関係

交通労働災害防止対策

- (1) 春、秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び同準備期間等のあらゆる機会を捉え、警察署、関係行政機関等と連携して、広く「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知啓発を図ります。



交通労働災害防止関係

高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策

- (1) 「高齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」及びエイジフレンドリー補助金の周知を図ります。
- (2) 外国人技能実習機構と連携し、技能実習生の労働災害防止を推進します。
- (3) 安全衛生教育の実施、労災防止の日本語教育、標識・掲示等の周知を図ります。（厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」に視聴覚教材等が掲載されています。）



高齢労働者関係



外国人労働者関係